

# 令和6年度山形県中小企業特別高圧電力負担軽減事業費補助金 公募要領

## 1 目的

エネルギー価格の高騰が長期化している中、県内の事業所等で特別高圧電力を契約している中小企業等と、県内の特別高圧電力を契約している商業施設等において特別高圧電力を利用し、その費用を負担している中小企業等に対して、補助金を交付します。

## 2 交付要件

### (1) 補助金の交付対象者

補助金の交付対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次に掲げる要件のいずれかを満たす中小企業等※<sup>1</sup>です。

- ① 県内の事業所等で特別高圧電力※<sup>2</sup>を契約し、その経費を負担している中小企業等
- ② 県内の特別高圧電力を契約している商業施設等のテナント等として、特別高圧電力を利用し、その費用を負担している中小企業等

### (2) 交付対象外となる中小企業等

中小企業等のうち、みなしだ企業は交付者対象者に該当しません。

#### ※1 中小企業等の要件

##### (1) 中小企業等

中小企業等とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（会社及び個人）を指します。

なお、公募開始日（5月10日）の時点で、要件を満たしている必要があります。

##### 【中小企業要件表】

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業・建設業・運輸業・その他 (下記に掲げる業種を除く)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食業を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

※上記表は、業種分類を示すものではありません。業種分類については、「業種分類表」をご参照ください。

##### (2) みなしだ企業

以下のいずれかに該当する場合は、交付対象者から除きます。

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業等
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業等
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業等

- ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③のいずれかに該当する中小企業等が所有している中小企業等
- ⑤ ①～③のいずれかに該当する中小企業等の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業等

### (3) 補助金交付の除外要件

交付対象者であっても、下記に該当する場合は、補助金を交付しません。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- ② 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利用するおそれがあると認められるもの
- ③ 法人でその役員のうちに①②のいずれかに該当する者のあるもの

### ※2 特別高圧電力

特別高圧電力とは、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第2条第1項第3号に規定する特別高圧（電圧が7,000ボルトを超えるもの）です。

（電気契約内容が特別高圧であるか不明な場合には、小売電気事業者又は施設の管理者へ確認をお願いします。）

## 3 補助金交付の対象経費及び補助金額

### (1) 対象経費

交付対象者が特別高圧電力を利用し費用を負担した、令和5年10月分から令和6年5月分までの電気料金

### (2) 対象外経費（施設）

下記に該当する場合は、補助金交付の対象とはなりません。

- ① 特別高圧電力が行政サービスや公共事業、発電事業に使用される場合  
例）上下水道施設、発電施設（太陽光、風力、バイオマス等）
- ② 特別高圧電力の電気料金に係る他の補助金、支援金、給付金等の対象となる場合  
例）病院等の医療機関、高齢者施設

### (3) 補助金額

1 事業者当たりの上限額を2,200万円とし、補助金額は補助金の交付の対象となる年月（対象年月）における電気使用量に補助単価を乗じて得た額以内の額を予算の範囲内で交付します。ただし、対象年月ごとに算出された額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、さらに算出された額の合計額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

予算の範囲での交付となりますので、交付額が交付申請額よりも少ない場合や交付できない場合があります。

対象年月	補助単価
令和5年10月分～令和6年4月分（11月～5月検針分）	1. 8円／kwh
令和6年5月分（6月検針分）	0. 9円／kwh

○月分の電気料金の考え方：電気使用量の検針日の属する月の前月分の電気料金を指します。

例）1月5日から2月4日に使用した分の電気料金について2月5日に検針があった場合、1月分の電気料金とみなします。

#### 4 補助金交付までの流れ

##### （1）申請書類の取得

申請書類の様式は、山形県ホームページからダウンロードしてください。

##### （2）補助金の交付申請

「交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）」を6の（1）記載の提出期間に6（3）記載の提出先へ郵送又は持参により提出してください。

※申請者が複数の事業所分の交付申請を行う場合は、「交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）」に全ての事業所分を記入のうえ、提出してください。

##### （4）補助金の交付決定

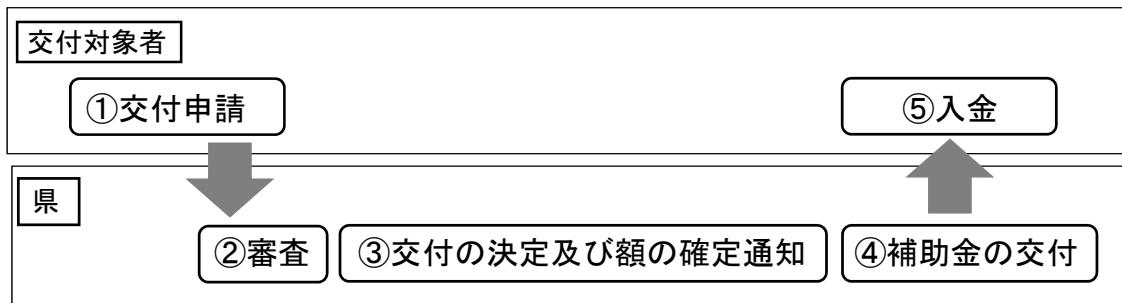
申請書類の内容を審査し、適当と認めた場合は、交付の決定及び額の確定を通知し、補助金を交付します。

##### （5）補助金の交付時期

補助金の交付時期については、申請書類の提出期限から1か月程度を予定しています。具体的には、交付の決定及び額の確定の通知の日付から15日後に振り込まれます。

なお、書類に不備や不足等があった場合等は、交付が遅れる可能性があります。

#### 【交付までの流れ】



## **5 補助金の交付申請回数**

---

交付申請の回数は1回となります。

※今回は分割払の選択はできません。

## **6 申請書類の提出**

---

### **(1) 申請書類の提出期限**

令和6年7月1日（月）～令和6年7月31日（水）

### **(2) 提出書類**

「交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）」に必要書類を添付して、郵送又は持参により提出してください。

#### **[添付書類]**

- ① 誓約書（別記様式第2号）
- ② 特別高圧電力使用電力量集計表（別記様式第3号）
- ③ 使用電力量及び電気料金の支払期限が確認できる書類の写し  
例）検針票、電気料金の請求書、商業施設等に入居している場合は貸主からの請求書（電気使用量明細書）
- ④ 特別高圧電力を契約又は使用し、電気料金を負担していることが確認できる書類の写し（③の書類で確認できる場合は省略可）  
例）商業施設等と小売電気事業者との契約書（電気使用量明細書）
- ⑤ 振込口座の銀行名、支店名、普通・当座の別、口座番号、名義人（漢字・カナの両方）が分かる部分の通帳の写し

### **(3) 提出先**

次の提出先に郵送又は持参により提出してください。

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

山形県産業労働部 産業技術イノベーション課 次世代産業振興室

ファックス：023-630-2695

※申請書類を郵送で提出する場合には、封筒の表に「特別高圧電力補助金申請書在中」と朱書きしてください。

### **(4) 留意事項**

提出された申請書類は返却しません。申請内容の確認等で連絡する場合もありますので、提出書類については必ず写しを取り、保管してください。

なお、関係書類を含め、補助金の交付から5年後の年度末（令和12年3月31日）まで保管する必要があります。

## **7 その他**

---

### **(1) 交付申請の取下げ**

交付の決定及び額の確定の通知の受領日から10日を経過する日までに申請の取下げをすることができます。

この場合、当該申請に係る補助金の交付の決定等はなかったものとみなします。

### **(2) 決定の取消し**

交付対象者が、交付要件を満たしていないことなどが判明した場合は、交付の決定及び額の確定を取り消すことがあります。

### **(3) 補助金の返還**

交付の決定及び額の確定を取り消した場合、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとします。

### **(4) 違約金**

交付対象者が、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、その未納額（その一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間については、納付金額を控除した額）につき山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第178条の3に規定する額の違約金を県に納付しなければなりません。

## **8 お問合わせ先**

---

山形県産業労働部 産業技術イノベーション課 次世代産業振興室

電話：023-630-2358 ファックス：023-630-2695

電話受付期間：8:30～17:15（土・日・祝日を除く）